

## 平成二十五年度上期仮決算を確定

理事十一名(一名欠席)、監事二名(二名欠席)の出席のもと、以下の四つの協議事項等を審議した。

### 協議一 平成二十五年度上期仮決算と上期業務報告書の確定

▼十一月八日開催の第九回理事会決議を受けて、「平成二十五年度上期業務報告書」を十一月十一日付けで監事会に提出し、監事会では十一月十一日から十四日迄の四日間に亘り定期監査が行われ、平成二十五年度上期の業務執行状況並びに上期業務報告書にかかる関連証憑書類の照合精査と確認が行われた。

▼この結果、「重要な指摘はない」として監査が終了されたところであり、「平成二十五年度上期業務報告書」をもって、平成二十五年度上期の仮決算並びに業務報告書を確定することを決定した。

▼平成二十五年度の収支状況は、事業総利益が一億八千八百八十四万四千円(前年対比九十二・八%、計画対比九十七・五%)、事業管理費は一億八千七十万千円(前年対比九十七・九%、計画対比九十六・七%)、事業利益は百六十七万三千円、税引後当期利益は百三十二万三千円(前年対比十四・八%、計画対比六十四・二%)。



### 協議二 監事から提出の

### 監査報告書の受理

▼平成二十五年度の組合の業務執行状況等に関する定期監査が行われ、理事会宛に監事から「平成二十五年度上期監査報告書」が提出され、この受理を決定した。



(監査報告を述べる池田代表監事)

### 協議三 リース事業の事務取次

▼組合員一名から申請を受けた補助付きリース事業の貸付申請において、設置場所や申請者名義等において、農協法や同事業での合理性、整合性が取れ

### 協議四 職員に対する

### 年末賞与の支給

ない状況から、これらの整理が整うという条件付きで認めることとした。

▼支給額、支給時期、支給方法を組合長一任として決定した。

### 報告事項

- 一 子会社「山陽乳業(株)」の経営状況
- 二 平成二十五年度生乳計画生産の進捗状況
- 三 平成二十五年度支払乳代の推移
- 四 十月度の中国生乳販連の乳質検査成績



(監事監査の様子)

## 二十七年振りの牛白血病(BLV)疫学調査結果 北海道の陽性牛率十一・五%に対して中国地域は五十六・五% 牛白血病清浄化に向け国による早急な施策を

(十二月十三日 三次ロイヤルホテル)

公益社団法人広島県獣医師会産業動物部会主催による「牛白血病の現状と対策」の研修会があり広島から和田千順主任(事業推進課)が参加した。

研修会は「牛白血病」に関する情報の共有とともに「蔓延防止」を目的とし、この参集範囲は、これまでは獣医師を対象とされてきたが、今回は生産者や獣医師、畜産関係団体等を含めた関係者を対象として行われ、この中には酪農家の顔もあった。

研修会の講師には村上堅二氏(岩手大学農学部共同獣医学科獣微生物学研究室)を迎え、二十七年振りに国が疫学調査として牛白血病(BLV)調査結果を交え、感染リスクの防止に触れられたので、この概要を紹介する。

### 一・近年の牛白血病流行状況

平成十六年頃から全国的に広まり、平成二十四年度のウイルス感染による牛の伝染病(法定・届出)の内、「牛白血病」が群を抜いて多く二千九十九件(十四年前の平成十年年度の発生は九十九件)。

参加した肥育農家からは、肥育牛のと畜後の牛白血病発症事例の紹介に触

れ「と畜後の検査で牛白血病発症が確認された場合は、販売収入がまったく得られない。国による何らかの救援策を講じて欲しい」とした訴えがあった。

これに対して、県担当者から、損失リスクの甚大さに十分な理解をもつ中で、現在国が「牛白血病のガイドライン」作成を行っている状況に触れる回答に止まるなど、畜産農家が万一被った際の対応策までは言及されなかった。

### 二・牛白血病浸潤調査

牛白血病浸潤調査は、一九八二年に家畜衛生試験場が実施した全国調査以来、全国的な調査は行われておらず、二十七年振りに行われた農林水産省委託事業(調査対象期間は二〇〇九年～二〇一一年)による調査結果として、表一(乳用牛のみ)が報告された。この調査方法は、各都道府県にある各地域を単位とする家畜保健衛生所内で同意を得られた四農場を抽出し、この農場から候補牛二十頭を選抜し行われた。

表一を見ると北海道は一家保内に占める農家戸数・飼養頭数が多く、内地と比べて全体の飼養頭数に占める検体

数の割合が少ないことが影響しているものと思われる。

(表1)

地域	農場	乳用牛検体数(個体)	陽性率(%)
北海道	30	592	11.5
東北	72	1,287	23.8
関東	88	1,662	41.9
北陸/中部	122	2,338	31.9
近畿	52	980	37.2
中国	72	1,383	56.5
四国	36	654	22.0
九州/沖縄	115	2,233	64.6
合計	587	11,130	40.9

### 三・清浄化対策

- ① 定期検査の実施で状況を把握する
- ② まん延リスクを減らす
  - I 吸血昆虫対策(特に六〜十月)
  - II 陽性牛と陰性牛を出来れば分離飼育が望ましい
- ③ 初乳リスクの低減
  - I プール初乳は給与しない
  - II 初乳は陰性牛のものとする
- ④ 直検手袋等、器具の使い回しはしない

### 四・清浄化に国の早急な施策を

近年「牛白血病」の感染牛陽性率が増す中で、この防疫対策に特効薬がない。

従って、清浄化にあたり経済的損失が少ない計画的な更新方法が必要で、行政による制度整備も必要。行政指導による「高リスク牛の調査確認」に併せて、高リスク牛の優先的な『と場出荷』リスク牛を把握した上での清浄化対策と併せて、低リスク牛の順次更新等が必要である。

### (まとめ)

今回の研修を受けて、研修会内容からは、もはや畜産農家個々による対応は、相当の時間や経費を要することから、改めて、国によって早急な「牛白血病の清浄化対策」が必要と感じた。

広酪では、牛白血病に対する清浄化に向けて、国や県、酪農政治連盟や全国酪農協会等の関係団体に対して、全国的な清浄化への取り組みを要請し、広酪が取り扱う預託牛・導入牛に関しても、導入先の買付農家の選定、牛白血病抗体検査を実施、3M事業にかかわる疾病事故等リスク保全策としての見舞金交付等の独自措置を講じている。組合員各位におかれましては、引き続き飼養衛生管理での「牛白血病蔓延防止策」をもって自衛防疫を宜しくお願いいたします。

# 人権問題啓発研修

## テーマ 「インターネットと人権」から

11/21 県立総合体育館会議室

広島県は、農林漁業団体等の職員を対象とする人権問題啓発研修会を開催し、広略から岡田友希主事(総務管理課)が出席した。講師は福山平成大学の准教授・上村崇先生で、「インターネットと人権」をテーマにした講演とともに、グループ討議が行われた。研修会のポイントに触れ、以下に紹介する。

### ■ネット普及で便利な社会に

インターネットの普及により、遠く離れた場所にいる友人・家族とコミュニケーションがとれたり、外へ出なくても欲しい物を手に入れることができたりと、何かと便利な社会になった。特に最近では、FacebookやTwitterといったSNS(Social Networking Service)を利用する人が、身近な友達や家族から出会ったことのない人でも、写真や情報等を共有することができ、自分の考えなどを自由に素早く発信できることとなった。

### ■利便性の代償

しかし、情報を自由に発信できる一方で、事実無根の誹謗中傷や差別発言などにより、人権侵害を受けた報告件数も年々増加し問題となっている。そ

の中でも目立っているのがプライバシーの侵害。特に、SNSの利用により知らない内にプライバシーを侵害されたり、逆に相手のプライバシーを侵害したりといった問題が増えている。「○○さんが△△さんと××にいた」という発言の投稿、「□□さんが酔って寝ていたので写真を撮ってSNSサイトへ勝手に投稿した」という行動が、プライバシーの侵害になっているという例もある。「プライバシーを侵害された」と感じる境界線は人によって様々だが、他人に知られたくない個人情報、仲間内であったとしても社会に向けて公開することはプライバシーの侵害にあたると。

### ■使い方を誤ると……

また、情報を素早く伝えられるインターネットの長所は、逆に知られたくなかった情報や誤った情報でも瞬時に広がってしまう問題がある。二〇〇二年に制定されたプロバイダ責任制限法は、そういった人権侵害が起こった際に対処できる法律として、発信された情報の削除や発信元を開示できるようになっているが、事後的な対処法であり、広範囲で瞬時に伝わっていく情報を完全に削除することは原理的には困難なため、もし自分が悪意なくプライバシーの侵害につながる情報を発信し

た場合、取り返しの付かない状況になってしまうこともある。

### ■人権侵害の被害者・加害者に

#### ならないためには？

インターネットの世界は、完全ではないが匿名性が確保されており、他人がどう思うかという思考力の欠如から人権侵害の起こる危険性が高い。そのため、①相手の気持ちを考える、②インターネットの構造と特徴を理解する、③ふざけていたとしても、悪質な行為は人権侵害・犯罪となる、といった「心構え」を持つことが、人権侵害の被害者にも加害者にもならないことに繋がると言える。

### ■軽はずみな行動が

最近、飲食店で働いている店員が洗濯機に入ったり、食品を粗末に扱ったりした画像をTwitterに投稿したことなどで問題となったが、酷いところでは「閉店」、「倒産」といった事態、事件となったが、これは「誰が見ているかわからない」といったインターネットの特徴を理解していなかったことによる。

### ■情報発信者は責任を

仲間内で悪ふざけの写真を共有したつもりが、様々な人の目にとまることになってしまったこと、何よりも「自分の行為は悪ふざけではなく、立派な犯罪である」という罪の意識の欠如が問題だったと言える。これらを踏まえた上で、上村崇先生は「情報を発信する際は、自分が自分の情報の編集者になること」が大切であると述べられた。

### ■研修を受けての感想

今回は、若者の間で問題の多い「インターネットと人権」をテーマにした研修でした。普段、インターネットを利用しない人は、「自分の『情報』の編集者」の『情報』を『言葉』に置き換えてみてほしいと思います。言葉もインターネットに載せた『情報』と同じです。例えば相手を傷つける言葉の後に、「そんなつもりで言ったんじゃない」、「冗談だよ」等といった、その場を取り繕うことはできるかもしれませんが、一度口から出た言葉は決して取り消すことはできません。そう考えると「言葉の持つ力」とはとても大きく、使い方を誤れば人権を侵害するだけでなく、ひとつの言葉に長年心を囚われるほど苦しい思いをしたり、逆に自分の言葉で他人を同じように苦しめたりすることもあります。

しかし、辛いときや落ち込んだときに励みになるのも「言葉」であり、人の会話やメール、本や詩の一節が立ち直るきっかけになることもあります。普段から相手に伝える言葉の選び方や言い方を優しいもの、よいものにしよと心がけることは大切だと思います。相手の気持ちを考え、伝えることは思いやりです。あたり前のようであって難しいことですが、インターネット上かどうかは関係なく、相手を思いやることを忘れず、お互いに気持ちの良い環境を築いて行きたいと思えます。





# 「飼料用稲」確保に向け 理解と協力を 地域再生協に求む

～「収穫機はどうするの」  
「種子は確保できるの」～

(11/27 三次ロイヤルホテル)

広酪は、飼料用稲(WCS)確保に向けて、各地域の農業法人を束ねる地域農業再生協議会(平成二十五年十月十四日現在の広島県内の農業生産法人は二百三十六)の会員らを集め、広酪の取組方針を説明し、その後、各地域の事情把握のため情報交換した。

参加者は、地域農業再生協議会から二十名、県職員十二名、JA広島中央会職員一名、広酪六名の出席で総勢三十九名となった。

開会にあたり、岩竹重城組合長は「当組合は、飼料用稲(WCS)を利用することで、輸入乾牧草の市場価格に影響されず、安価で良質な飼料供給を通じて酪農経営の安定に寄与するため、飼料稲の確保が必要であり協力をお願いしたい」と挨拶した。

広酪の中山篤志課長(事業推進課)からは、「飼料用稲(WCS)の確保行動に向けた方針と取組概要」、広島県農林水産部畜産課の小川寛大リーダーからは「転作への取組の経緯」が説明され、その後、質疑応答と意見交換を行った。

出席者からは、「収穫機はどうするのか」、「たちすずかの種子は確保できるのか」、「WCSの買取価格はどうか」、「法人等への栽培マニュアルを示してはどうか」等の意見があった。

広酪では、今回の意見やアドバイスを受けて、県や地域再生協議会とも連携を取る中で、引き続き農業法人等にアプローチし、WCS確保に向けて取り組むこととしている。

## リサイクルコーナー

### 譲り渡したし「ダンプ用船型」

「ダンテナー船型 2t ダンプ用 H800」の譲渡希望がありました。内容は以下のとおりです。

- 1) 形 式 : ダンテナー船型 2t ダンプ用 H800  
深さ 80 cm × 長さ 350cm × 幅 150cm
- 2) 譲渡価格や引取方法等 : 要相談
- 3) 問い合わせ先 : 山根温子さんに直接ご連絡下さい。  
(携帯電話番号 : 090 - 1180 - 1136)

